

ICT機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行う
モデル医療機関調査支援事業に関するFAQ
(2025年5月9日ver.)

※ 本事業に係る問い合わせ内容について FAQ を作成しましたので、ご参照ください。
またその他少しでも迷うことなどございましたら、気兼ねなくお問い合わせください。

申請対象医療機関について

- Q. R6年度に地域医療介護総合確保基金における「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」を活用し、ICT 機器を導入したが、申請対象機関となるか。
- A. 申請対象となる。一方で、R7年度に上記事業を活用し ICT 機器導入又は予定している医療機関は対象外となる。
- Q. R7年度に地域医療介護総合確保基金における「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」を活用し、ICT 導入以外の勤務改善を行う予定としているが申請対象機関となるか。
- A. 上記事業を活用し、今年度、ICT 機器導入(種類は問わず)を導入又は予定していなければ申請対象となる。

選定基準について

- Q. 公募要領. 8の選定基準は、特定労務管理対象機関(連携B・B・C水準)を優先して選定するという理解で良いか。
- A. ご認識の通り。特定労務管理対象機関のうち、全ての医師の時間外・休日労働時間の合計時間数が多い医療機関を優先して選定する。

交付要件について

- Q. 看護師等医師以外の職種の勤務改善を含めて労働時間の短縮を行う必要があるか。
- A. 公募要領. 7の①～③、いずれかに該当する必要がある。
- Q. ICT 機器の導入が今年度末までに間に合わない場合には、対象外となるのか。
- A. 対象外となる。
- Q. ICT 機器導入、翌年度以降のランニング費用は対象となるか。(5/9 追加更新)
- A. 対象外となる。(翌年度以降のランニング費用は参考のためご記載下さい)

- Q. 本事業の補助率は設定されているか。(5/9 追加更新)
- A. 採択された場合の上限が 5,000 万円となり、定額補助となる。
- Q. 実施要綱における「医師労働時間短縮計画を作成されている場合は、企画書に記載した ICT 機器導入に伴う勤務環境改善の導入効果の取組目標を短縮計画に反映」とあるが、勤務医ではない医療従事者の負担が軽減された場合でも何らかの形で勤務医の負担軽減につながるものでなければならないか。
- A. 実施要綱. 1に記載の通り、医療機関における勤務環境改善が本事業の目的であるため、勤務医の負担軽減に限っていない。
- Q. 副業・兼業先の労働時間、勤務間インターバルに対応した勤怠管理システムであると判断できる具体的なシステム製品名を教えてください。
- A. こちらから具体的な製品名の紹介は行わない。

申請方法・期間について

- Q. 募集期間(4/11～7/10)における申請時期によって、審査・結果通知が変わるか。
- A. 申込時期の違いで結果の通知時期が変わることはない。

実施医療機関の選定・評価について

- Q. 提出期間が7/10までとなるが、内示の時期はいつ頃を予定しているか。
- A. 7/10以降に審査を行い、8月以降に随時、内示や交付決定を予定している。